

中小企業政策審議会第14回金融ワーキンググループ議事概要

日時：令和3年2月8日（月）12:00-14:00

場所：オンライン

出席委員：村本委員（座長）、大崎委員、河原委員、小林委員、根本委員、森委員、家森委員
オブザーバー：

株式会社日本政策金融公庫 取締役 中小企業事業本部保険部門長 江角 広和

一般社団法人全国信用保証協会連合会 会長 安藤 立美

日本商工会議所 中小企業振興部長 加藤 正敏(代理)

全国商工会連合会 政策推進部 事業環境課長 土井 和雄(代理)

全国中小企業団体中央会 常務理事 中澤 善美

全国商店街振興組合連合会 専務理事 渋谷 浩

一般社団法人全国銀行協会 みずほ銀行 リテール・事業法人推進部部長 川原 亮輔

一般社団法人全国地方銀行協会 横浜銀行 リスク管理部長 西島 洋

一般社団法人第二地方銀行協会 愛媛銀行 常務執行役員 審査第一部長 篠永 尚史

一般社団法人全国信用金庫協会 企画部長 福山 佳寿(代理)

一般社団法人全国信用組合中央協会 茨城県信用組合 融資審査部企業支援グループ
調査役 矢代 淳(代理)

日本銀行 金融機構局総務課長 服部 良太

全国知事会 広島県商工労働局経営革新課長 和田 徹

一般社団法人CRD協会 事業推進部長 塚田 達仁

財務省 大臣官房政策金融課長 辻 貴博

金融庁 監督局総務課長 尾崎 有

監督局地域金融企画室長 日下 智晴

議題：コロナ禍における金融支援策及びポストコロナ時代に向けた信用保証協会の取組

議事概要

- 冒頭、中小企業庁事業環境部飯田部長から挨拶
- 中小企業庁から資料3を、河原委員から資料4を、森委員から資料5を、それぞれ説明。
- その後、自由討議。主な発言は以下のとおり。

（大崎委員）

- 今般の資金支援、無利子融資や資本金ローンなどは効果を発揮したと思う。一方、2019年より倒産件数が減っているということは、コロナの影響がなかったとしても経営が厳しかった事業者を延命した部分もあるのではないかと。
- 特に地方の小規模事業者や個人事業主などの業況が厳しくなっている。Eコマースや商流の変化により、需要側から、企業の選別が進むことは避けられない。
- 事業継続や事業承継支援だけではなく、若い人の業態転換などを支援する発想も必要。

- 資本性ローンなどを活用したうえで、クラウドファンディングなど民間資金の活用も必要になってくる。
- 医療提供体制の確立を金融機関側からも呼びかけていただきたい。
- デジタル化は利用者の利便性が高まるので早急に整えるべき。

(河原委員)

- 今般の資金繰り支援は迅速に行われたことで、多くの事業者が救われた。
- 保証協会は、地域経済支援を主眼に、経営資源の集約化を公平に進めることができる特別な立場であり、問題を先延ばしにしない判断に期待する。
- 事業再生について、今まで以上に再生支援協議会と連携してほしい。保証協会は金融機関との間でハブ機能を果たし、特にコンシェルジュ機能を発揮してほしい。
- 経営者保証解除に関して、企業側が経営内容を情報開示できる仕組みを設けることで、企業の規律付けを図ることが必要。経営者としてのあるべき心構えのようなよりどころとなるものを国として策定すべきである。このままでは、事業性評価にも限界があり正しい判断も難しい。
- 電子化に向けた議論が進められていることは承知。もう少し未来の話として、保証協会のシステム連携やデジタルトランスフォーメーションをより推進してほしい。DXの失敗は、技術的な要素によるものではなく、明確な目的の欠如とそれを達成するための規律あるプロセスに問題がある。連合会を中心に、データの統合やクラウドの活用も進めていただきたい。

(小林委員)

- コロナ禍での緊急対策として、売上が急減した中、前例のない実質無利子・無担保融資は有益だったと評価している。一方、こうした施策をいつまでやるのか、どこで平常にもどすのかは課題。
- 倒産件数は少ないが、実質無利子融資の影響も大きい。コロナが落ち着いても売上が伸びない事業者や事業の再構築が必要な事業者は、過剰債務が課題となる。こうした課題の解決と、経営改善等の取組みはパッケージで進めるべきであり、何より早期の対応が重要。
- 資本性劣後ローンや官民ファンドは過剰債務解決策の一つとして有効かもしれないが、その実効性等については検証が必要。
- 経営支援や再生支援について、保証協会が重要な役割を果たして欲しいが、保証協会にもリソースの問題がある。だからこそ、メインバンクとの協調が重要。
- 金融機関と事業者間の信頼関係構築に資するため、特に金融機関調整を図る上では、中小企業私的整理ガイドラインといったものが必要ではないか。
- 経営者保証解除は、抜本再生の局面では経営者の再チャレンジを促すためにも必要。回収額がゼロでも、保証協会は保証解除に向けて積極的に対応してほしい。
- 経営者保証を付した融資自体が減っていることは評価。特に事業承継の局面では新しい経営者から経営者保証をとる割合が減少。ただし地域差があるようなのでしっかり分析し、連合会としても積極的な対策を取って欲しい。
- 経営改善などの施策が実効性をもつためには、企業が正確な情報を開示するなど経営の規律付けが必要。それがなされていない中で経営者保証を解除することは困難な場合もある。だから

こそ、例えばコベナントを遵守している限りは経営者保証が発生しないとする停止条件付経営者保証など、規律付けの方法を検討してほしい。

○電子化については、インターネットで書類のやりとりをするのも結構であるが、プラットフォーム化して対応するようにしてはどうか。

(根本委員)

○金融支援策に関する要望について、これだけ短期間に信用保証をして、中小企業の生存につながり、倒産も少なかったのは良かった点であるが、効率的に行われたかという点は検討すべき課題。例えば、本来はプロパーで対応すべき先にまで保証付融資をしていないか、といった点。

○また無利子については、適切な金利設定による事業者に対する規律付けを否定しており、この効果も今後検証が必要。

○今般保証先が急増した中で、小規模事業者や新規の企業なども増加したと思われる。こうした企業に対しては、過去の財務指標に基づく評価のみならず、POS データや銀行口座の取引データ、顧客サーベイ、求人情報など多様なデータを活用して評価を行っていくべき。電子化を進めるに際して業務プロセスの見直し、システムの共同化も必要。

(森委員)

○キャッシュフローの確保という点で、今回の実質無利子融資などには効果があった。他方、アフターコロナという観点では、現状の事業継続のためのキャッシュフロー支援ということから、将来の成長に向けての事業改革を含む成長投資に対する支援も考える必要がある。

○経営支援、再生支援について、業種ごとにおかれている状況が違う。どのように業態転換を進めるのかという点について、例えば、サプライチェーン全体を俯瞰しながら、業種別に必要な支援策を保証協会でも考えてほしい。

○こうした取り組みを考える際には、従前通りの企業融資だけでなく、オルタナティブレンディングやサプライチェーンファイナンス等の様々な方法での資金提供が必要と思うが、中小企業側では新しいファイナンスに対してまだ躊躇するような反応もみられる。金融機関との取引形態を変えることに対するリスクも感じているようだが、新しい資金提供の取り組みを後押ししてもらい、本当に必要な事業者に資金供給できるようにすることが重要だと思う。

○経営者保証解除の件数が増加している理由について、金融機関と保証協会の努力もあると思うが、もともと過剰な保証だったのか、それとも解除してもよいと判断できる情報が新たにあったからなのかについては検証が必要。後者の、解除に資する情報をどう取得するのか、データをどれだけ利害関係者が活用できるのかという点が重要。

○保証協会の電子化について、コロナを契機に、保証協会業務のシステム化を進めることは重要なことではあるが、このためだけにシステムを作るのではなく、今後の金融サービス、保証協会の業務の電子化の一環として進める視点が重要。各機関がバラバラにやらず、連携が可能な、拡張性のある仕組みをつくりあげていくべき。

(家森委員)

- 実質無利子融資を3月から実施した日本公庫の窓口にも、当初事業者が殺到したが、商工中金、保証協会においても順次実質無利子融資を開始し、結果として全体の負担が平準化したことによって、審査の大幅な遅れが防げたとみている。これにより資金繰り倒産の防止という政策目標は達成。
- 一方、緊急対応であったために不具合も生じている。例えば会計書類が不備のため支援を受けられない、支援を受けるための申請が困難という事業者に対応するため審査書類の簡素化も行われたが、不正も生じうる。
- いざという時に国から支援を受けられるようにするためにも、ポストコロナの対応の中では普段からの会計書類の整備を行っていくことが必要。効率的に支援するために、事前にどのような準備が必要だったかは検証する必要。
- 今回の保証協会の対応をみると、前年同月比10倍以上の処理をしている。いざという場合に、それだけの能力をもっていることが必要だったということ。保証の需要の変動が大きい中で、保証協会の今後の体制を検討する必要があるのではないか。
- 事務局資料では、新規案件が多くなっていると示されている。リーマンショック時の緊急保証では普段は借入をしていない優良先が、念のために資金調達をした結果、新規先が増加していた。今回もこうした先であれば心配はないが、中には普段は金融機関との取引がない非優良先が含まれているとすると、こうした先が期中支援を適切に受けられない可能性があり、問題になりうる。
- 今後、経営改善や事業再生が必要な企業の増加は避けられないが、既に独自の取り組みを進めている保証協会が多いのは心強い。こうした優良事例の横展開を期待。
- 再生局面ではニューノーマルへの対応のため新しい資金が必要。その際に追加的資金が効果的なものとなるように事業再生を含めて伴走支援をしていくことが必要。金融機関による伴走が形式的にならないようにお願いしたい。
- とはいえ金融機関や保証協会のマンパワーには限界がある。そこで優先順位付けが必要となってくるが、誰を支援することが効果的かをタイミング良く判断するために事業者の状況をモニタリングが必要。今回の実質無利子融資では、金融機関は半年に1度、保証協会に業況報告書を提出することになっているが、こうした情報を適切に活用するべき。
- また、保証協会の経営支援のノウハウが乏しい場合もある。経営支援の需要が急増しているということであれば、外部機関との連携もより積極的に進めるべき。
- さらに、保証協会の経営体力が限られてくる中で、支援対象先が増加することによって、必要な企業に経営支援を提供できないことを懸念。本来は保証料に経営支援に係るコストも算入すべきだが、現時点では必ずしもそうっておらず、また、現段階で保証料率を上げることも現実的ではない。コロナの影響を受けた事業者を支援する保証協会の取り組みに対して、なんらかの財政的支援が必要ではないか。
- 経営者保証解除に向けた取り組みについて、経営者の規律付けの意味もあり、単に解除すればよいということにはならない。正確な企業の情報を開示してもらう、会計情報のタイムリーな共有が必要。

- 保証料体系も、経営者保証がなくなるリスク分を単純に上乗せするというものも考えうるし、保証料体系を抜本的に見直すこともあり得るだろう。いかにして、持続可能なものとするか、保証料体系も含めて検討する必要があるかもしれない。
- 電子化について、既存業務を単に電子化するのではなく、既存業務の質的な転換も目標にしてほしい。例えば、保証するときの保証書だけを電子化するだけでなく、継続的な事業支援に活用できるようなものにしていくべき。

(村本座長)

- 今回のコロナへの対応では、これまで本ワーキンググループ等で議論してきた結果をうまく活用することができた。
- 1998年頃の金融危機、リーマンショック、今回のコロナと10年おきに大きな課題に直面してきた。その都度信用保証制度の見直しをしてきたが、今回はおおむねうまく対応できたと考えている。ただし、課題もまだまだ存在。
- 電子化については、例えば中企庁のミラサポプラスでは、補助金申請の入り口部分でデジタル化しているが、保証協会のデジタル化も、こうした取り組みと連携していくべき。
- 成長戦略会議の議論は、中小企業の多くは淘汰されても仕方ないとの主張にも見える。そうした議論が展開されていった先に信用保証制度がどうあるべきなのか、といった点についても注意していくべき。

(貴田課長)

- コロナ禍での金融支援について、緊急対応としては迅速に実施することが重要だが、今後は、経営改善や過剰債務問題に対処していくことも重要な課題。
- ポストコロナ時代の経営支援については、金融機関と信用保証協会との連携が重要。金融機関による伴走支援を条件に保証料を大幅に引き下げる新しい保証制度を積極的に活用いただきたい。さらに、よろず支援拠点など様々な支援機関との連携なども必要。
- また、過剰債務を抱えた先については、今後、事業再生も必要となる可能性があるが、経営改善サポート保証の保証料についても大幅に引き下げる予定であり、積極的に利用してほしい。
- 中小企業版私的整理ガイドラインについては、以前から委員の皆様から指摘をいただいております。金融庁はじめ関係省庁等とよく連携し、検討していきたい。
- 経営者保証の解除については、どのようにして経営者の再チャレンジにつなげていくかも重要。昨年、再生支援協議会の役割に経営者保証解除に係る支援が法律上も位置付けられた。今後の支援に必要な人員についても、これまで補正予算で手当てをしてきており、コロナ禍においてもしっかりと機能を発揮できるようにしていく。
- また、経営者保証解除にあたっては、中小企業側の正確な情報開示が必要とご指摘いただいている。実質無利子・無担保融資制度では、債務超過ではない等の要件を満たしており経営者保証を非徴求とした場合に、国が保証料を上乗せして補助することとしており、経営者保証のない融資の割合が上昇している。今後の取組として、こうした実績をよく分析し、必要な対応を検討したい。

○デジタル化については、既存業務のやり方そのものを見直しすべきとの指摘もいただいた。今回、コロナ禍への対応として、徴求書類を大幅に簡素化しているが、ポストコロナ時代においてもこうした簡素化が可能なものなのかは検証を重ねていきたい。

(大崎委員)

○経営者保証解除については、法人と経営者の分離、資産超過、黒字等の要件を満たせば可能と理解している。この点、地域によって経営者保証解除の偏りがあることについても指摘があった。また、企業側の適切な情報開示が進んでいないことが問題であるとの指摘もあった。こうした取り組みが進むことを条件に経営者保証の解除をするなどの仕組みは作れないのか。

(貴田課長)

○経営者保証ガイドラインでは、中小企業側に対しても、情報を適切に開示すること等を求めており、平時からの金融機関との情報のやりとりを含めて、金融機関にしっかり対応することは重要と考えている。

(連合会 安藤会長)

- 今回の緊急対応のなかで、保証協会が総力をあげて取り組んだ結果、セーフティネット機能を発揮できたと認識。
- 大量の保証申込みに対して、保証協会の人的資源の多くを保証審査部門に投入して対応してきた。今後は、経営支援がより重要になると認識しており、経営支援に、一層注力していく。
- 電子化について、現在は保証書の電子化等を進めているが、コロナを契機として保証申込手続の電子化に対応していきたい。

以上